

# 日高市からの転出にともなう手続き一覧表

転出されるかたで下記に該当する場合には手続きが必要です。✓欄にチェックする等確認をお願いします。 ☎ 042-989-2111(代)

| ✓                        | 該当する項目をお読みください                              | 日高市での手続き                                                                                                                                                                                     | 新住所(転出先)での手続き                                                   |
|--------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード又は写真付き住民基本台帳カードを持っている              | 有効なカードをお持ちのかたは、特例転出という手続きが可能です。詳しくは市民課の窓口へ。                                                                                                                                                  | マイナンバーカード又は写真付き住民基本台帳カード(暗証番号が必要)を持参し、継続利用の手続きをしてください。          |
| <input type="checkbox"/> | 電子証明書(公的個人認証)の登録をしている                       | 他の市区町村に転出すると電子証明書は自動的に失効します。                                                                                                                                                                 | 新たに登録の手続きをしてください。                                               |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録をしている                                   | ○転出(予定)年月日をもって日高市での登録がなくなります。印鑑登録証(カード)返却してください。<br>○転出届出後、転出(予定)年月日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証(カード)及び転出証明書をお持ちください。<br>(1階②番窓口 市民課)                                                             | 新たに印鑑登録の手続きをしてください。                                             |
| <input type="checkbox"/> | 外国人のかた                                      | 転出届のみで、在留カード等への住所の記載はありません。                                                                                                                                                                  | 在留カード又は特別永住者証明書を持参し、住所の記載を受けてください。                              |
| <input type="checkbox"/> | 自動車を持っている(軽自動車・オートバイは除く)                    | 市民課窓口にある納税通知書の送付先住所の変更届(ハガキ)を記入のうえ投函してください。                                                                                                                                                  | 管轄の運輸支局で、自動車検査証の住所変更の手続きをしてください。                                |
| <input type="checkbox"/> | 国外へ転出する                                     | ○転出届(国外移住のため)をしてください。<br>○通知カードをお持ちください。(通知カードをお持ちのかた)<br>○マイナンバーカードをお持ちください。(マイナンバーカードをお持ちのかた)<br>(1階②番窓口 市民課)                                                                              | 帰国後、転入するときは、旅券(帰国日の認証が押されている)が必要です。<br>(戸籍謄本、戸籍の附票も必要な場合があります。) |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険に加入している                               | 資格喪失の手続きをしてください。<br>○マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書を<br>お持ちください。<br>○国民健康保険被保険者証又は資格確認書をお返し<br>ください。<br>(1階③番窓口 保険年金課)<br>※病院や介護施設に入るかたは、ご相談ください。                                                     | 改めて加入手続きをしてください。                                                |
| <input type="checkbox"/> | 重度心身障がい者医療費の支給を受けている                        | ○マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書を<br>お持ちください。<br>○重度心身障がい者医療費受給者証をお返しください。<br>(1階④番窓口 保険年金課)                                                                                                           | 改めて受給手続きをしてください。                                                |
| <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療制度に加入している                            | ○マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書を<br>お持ちください。<br>○後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書をお<br>返しください。<br>○県外へ転出されるかたには、負担区分等証明書を<br>交付します。<br>(1階④番窓口 保険年金課)                                                              | 改めて加入手続きをしてください。<br>手続きの際、負担区分等証明書を提出してください。                    |
| <input type="checkbox"/> | 【国内の住所地へ転出】<br>○国民年金に加入している<br>○国民年金を受給している | 日高市での手続きはありません。                                                                                                                                                                              | 加入者は新住所地の窓口で、受給者は新住所地の管轄の年金事務所へお問い合わせください。                      |
| <input type="checkbox"/> | 【海外へ転出】<br>国民年金に加入している                      | ○加入者のかたは資格喪失の手続きが必要のため、マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書、基礎年金番号通知書又は年金手帳をお持ちください。<br>○海外滞在中に任意加入を希望する場合は、資格取得手続きが必要ですのでお申し出ください。<br>(1階④番窓口 保険年金課)<br>※国民年金を受給しているかたは所沢年金事務所(04-2998-0170)へ直接お問い合わせください。 | 海外での手続きはありません。                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 65歳以上のかた<br>40～64歳で介護保険被保険者証をお持ちのかた         | ○資格喪失の手続きをしてください。<br>(介護保険被保険者証をお返しください。)<br>○要介護(支援)認定を受けているかた(申請中含む)には、受給資格証明書を交付しますので、窓口にお寄りください。<br>(1階⑤番窓口 長寿いきがい課)                                                                     | 担当課へお問い合わせください。                                                 |
| <input type="checkbox"/> | 高齢者福祉サービスを利用している<br>(ねたきり老人介護手当受給者を含む)      | 長寿いきがい課窓口にお寄りください。<br>(1階⑤番窓口 長寿いきがい課)                                                                                                                                                       | 担当課へお問い合わせください。                                                 |
| <input type="checkbox"/> | 児童手当を受けている                                  | 子育て応援課窓口にて手続きをしてください。                                                                                                                                                                        | 転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。                                     |
| <input type="checkbox"/> | 子ども医療費の支給を受けている                             | ※転出先での手続きに必要な書類等をご案内します。                                                                                                                                                                     | 転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。                                     |
| <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当を受けている                                | (1階⑥番窓口 子育て応援課)                                                                                                                                                                              | 証書、銀行等口座番号の控えをお持ちのうえ、担当課へお問い合わせください。                            |

| ✓                        | 該当する項目をお読みください                                                     | 日高市での手続き                                                                                                                                                                                  | 新住所(転出先)での手続き                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭等医療費の支給を受けている                                                | 子育て応援課窓口にて手続きをしてください。<br>※転出先での手続きに必要な書類等をご案内します。                                                                                                                                         | 保険証、銀行等口座番号の控えをお持ちのうえ、担当課へお問い合わせください。                    |
| <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当を受けている                                                     | (1階⑥番窓口 子育て応援課)                                                                                                                                                                           | 証書、銀行等口座番号の控えをお持ちのうえ、担当課へお問い合わせください。                     |
| <input type="checkbox"/> | 未就学児で幼稚園および保育施設等を利用(予定)している児童のいる世帯                                 | 担当課で手続きをしてください。<br>(1階⑦番窓口 子育て応援課)                                                                                                                                                        | 担当課へお問い合わせください。                                          |
| <input type="checkbox"/> | 学童保育室に入室(予定)している児童のいる世帯                                            |                                                                                                                                                                                           |                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている、自立支援医療を受給している、障がい福祉サービスを受給している | ○手当、補助金等を受けているかたは、喪失の手続きをしてください。<br>○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちください。<br>※マイナンバーカード又は通知カード及び写真付きの身分証明書をお持ちください。<br>○福祉サービスを受給しているかたは、福祉サービス受給者証をお持ちください。<br>(1階⑧番窓口 障がい福祉課) | 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。 |
| <input type="checkbox"/> | 市税の納付確認について                                                        | ○未納の有無を確認するため、窓口へお立ち寄りください。<br>○未納分等の納税、又は納税相談をお願いします。<br>(1階⑪番窓口 収税課)                                                                                                                    |                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を持っている                                     | 窓口で廃車手続きのため、標識(日高市のナンバープレート)、標識交付証明書及び本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。廃車申告書を交付します。<br>(1階⑫番窓口 税務課)                                                                                              | 廃車申告書をお持ちのうえ、標識(新住所地のナンバープレート)の交付手続きをしてください。             |
| <input type="checkbox"/> | 海外へ転出する                                                            | 納税管理人申告書の手続きをしてください。<br>(1階⑫番窓口 税務課)                                                                                                                                                      |                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 巾着田駐車場無料利用カードを持っている                                                | 巾着田駐車場無料利用カードをお返しください。<br>(3階②番窓口 産業振興課)                                                                                                                                                  |                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 公立小・中・義務教育学校に通っている児童生徒のいる世帯                                        | 手続きの有無を確認するため、窓口へお立ち寄りください。<br>(5階 教育委員会 学校教育課)                                                                                                                                           | 在学中の学校が発行する在学証明書と教科書給与証明書をお持ちのうえ、学校および担当課へお問い合わせください。    |
| <input type="checkbox"/> | 水道料金について                                                           | 連絡をして、中止手続きと精算をしてください。<br>日高市上下水道料金センター<br>(委託会社 電話 042-984-1871)                                                                                                                         | 改めて開始手続きをしてください。                                         |
| <input type="checkbox"/> | 犬を飼っている                                                            | 日高市での手続きは必要ありません                                                                                                                                                                          | 鑑札をお持ちのうえ、担当課で手続きをしてください。                                |
| <input type="checkbox"/> | 軽自動車を持っている                                                         | 日高市での手続きはありません                                                                                                                                                                            | 管轄の軽自動車検査協会で、自動車検査証の住所変更の手続きをしてください。                     |
| <input type="checkbox"/> | 二輪車を持っている(125cc超)                                                  | 日高市での手続きはありません                                                                                                                                                                            | 管轄の運輸支局で、軽自動車届出済証又は、自動車検査証の住所変更の手続きをしてください。              |
| <input type="checkbox"/> | 妊娠している                                                             | 日高市での手続きはありません                                                                                                                                                                            | 担当課で妊婦健康診査助成券等の交付手続きをしてください。                             |
| <input type="checkbox"/> | 土地や建物を持っている                                                        | 登記名義人の住所変更の手続きをしてください。<br>詳しくは、埼玉地方法務局飯能出張所(042-972-2580)まで                                                                                                                               |                                                          |

#### 住民票・印鑑証明書の取得について

・転出予定日(異動日)前日までは、日高市の住民票・印鑑証明書(印鑑登録カードが必要)が取得できますが、その際は必ず窓口に出転証明書をお持ちください。マイナンバーカード等で特例転出の手続きをした場合は転出証明書の交付はないため、マイナンバーカード等をお持ちください。

・転出が確定するまでの間、コンビニ交付が一部利用できなくなります。

#### 【転出届出に必要なもの】

☐ 本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証、保険証等)

☐ 【代理人が申請する場合】転出される本人の書いた委任状と、代理人の本人確認できるもの

#### 【窓口】

○ 市役所市民課 住所:南平沢1020番地 電話:042-989-2111(代表)

○ 高麗出張所(高麗公民館内) 住所:栗坪92番地2 電話:042-989-1004

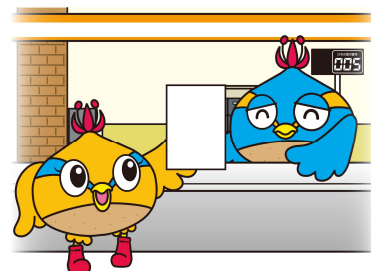
○ 高萩出張所(高萩公民館敷地内) 住所:高萩802番地3 電話:042-989-2002

○ 高根出張所(高麗川南公民館内) 住所:中鹿山81番地1 電話:042-989-3220

○ 武蔵台出張所(武蔵台公民館内) 住所:武蔵台五丁目1番2号 電話:042-980-1001

【時間】午前8時30分から午後5時15分(火曜日は市役所本庁のみ午後7時まで時間延長)

【休日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)



※3月の最終土曜日及び4月の最初の日曜日は市役所本庁でのみ取り扱いができます。

2025.4.1 作成